

1. はじめに

平成 29 年 10 月 9 日、桶川市内で 1 歳の男児が死亡した。その後、平成 30 年 5 月 30 日、両親が「保護責任者遺棄致死罪」容疑で逮捕・起訴された。

桶川市では、このような事例が発生したことを真摯に受け止め、救うことのできなかつた命について、再発防止のため検証を行うこととした。

今回の事例を受け、市としても児童虐待に関するリスクの再認識を行いつつ、課題の分析を行い、改めて気を引き締める決意を表したものである。

なお、本検証は「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付、雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知、平成 30 年 6 月 13 日付、子家発 0613 第 1 号により一部改正）に基づき、当市が独自に行ったものであり、事例に直接関係していた関係部所に加え、埼玉県中央児童相談所、埼玉県上尾警察署、埼玉県鴻巣保健所の参加・協力を得て行ったものである。

本検証及び報告書を通し児童の安全な養育環境の構築に生かしていきたいと考えている。

2. 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に基づき、虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施するものである。従って、本検証は特定の組織や個人の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

桶川市要保護児童等対策地域協議会（以下「要対協」という。）では、上記の目的を踏まえ、平成29年10月9日に発生した1歳男児（以下「本児」という。）が低栄養により死亡した事例（以下「本事例」という。）について、臨時の代表者会議（以下「臨時代表者会議」という。）及び臨時の実務者会議（以下「臨時実務者会議」という。）を開催して検証を行い、検証から省みられた課題を確認するとともに再発防止策を協議検討し、児童虐待の未然防止に繋げていこうとするものである。

3. 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付、雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知、平成 30 年 6 月 13 日付、子家発 0613 第 1 号により一部改正）に基づき、次の方法により検証を行った。

- (1) 本事例に直接関係した機関による内部検証として位置づけ、事例を通じて自己点検を行い、再発防止策を検討するものとした。
- (2) 臨時代表者会議及び臨時実務者会議は、プライバシー保護の観点から非公開とした。
- (3) 臨時代表者会議において、発生した事例の報告及び対応経過の概要を報告するとともに、今後の臨時実務者会議による検証方法等について確認を得て、検証結果について改めて臨時代表者会議において報告することとした。
- (4) 臨時実務者会議では、関係機関等から本事例に関する情報の提供を求めるなど情報の収集及び整理、事実確認等を行った。
- (5) 臨時実務者会議は、これらの事実確認等の結果に基づき、対応や支援方法及び要対協の運営等における課題を明らかにし、これらを踏まえ、再発防止のために必要な対応策を検討した。
- (6) 臨時代表者会議及び臨時実務者会議による検証結果について報告書としてまとめ、外部公開することとした。
- (7) 本報告書の市民への公表にあたっては、本家庭のプライバシーに配慮し、個人に関する情報について、本報告書の趣旨や文意を損なわない範囲において必要最小限の表記とした。

4. 桶川市の実施体制

(1) こども支援課（現：子ども未来課）

①児童家庭担当

担当主査1名、担当ケースワーカー2名により、障害児に関する相談支援、児童虐待に関する相談支援、ひとり親家庭に関する相談支援等を行っている。また、要保護児童対策地域協議会事務局として、各種会議の運営調整等を行っている。

②家庭児童相談員

2名の家庭児童相談員により、子育てや家庭の悩みに関する相談支援を行っている。毎週火・木曜日は子育て支援センター内でこどもと家庭なんでも相談を行っている。

(2) 健康増進課（保健センター）

①乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、保護者の不安解消や子育て情報の提供を行っている。母親の年齢や児の出生体重、出生時の異常等で継続支援が必要な家庭または母の妊娠期や児の兄姉で既に支援をしている家庭は、地区担当保健師が訪問している。その他の第1子は助産師・看護師、その他の第2子以降は主任児童委員等の子育て経験者が訪問している。

②乳幼児健診・乳児相談

乳幼児の発育発達の異常を発見し、適切な対応をすることで、乳幼児の健康の保持増進を図る。また、保護者の育児不安を軽減するために、4か月児健診・7か月児相談・10か月児相談・1歳6か月児健診・3歳3か月児健診を実施している。

その他、育児不安を抱える保護者を対象とした「すこやか相談」や健診後の発達フォローとしての「子育て相談会」等を実施している。

5. 要保護児童対策地域協議会

(1) 概要

虐待を受けている児童を始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るためには、関係機関等がその児童等に関する情報等を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、運営の中核となって責任体制の明確化、個人情報保護の要請と関係機関等における情報共有関係の明確化が必要となる。このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体に要対協を設置することが定められたものである。

(2) 桶川市要保護児童対策地域協議会の構成機関

児童福祉関係	埼玉県中央児童相談所
	桶川市社会福祉協議会
	桶川市民生委員・児童委員協議会
	民間保育施設
保健医療機関	桶川北本伊奈地区医師会桶川支部
	北足立歯科医師会桶川支部
	桶川市接骨師会
	埼玉県薬剤師会桶川支部
	埼玉県鴻巣保健所
教育関係	桶川市私立幼稚園協会
	桶川市小中学校長会
	桶川市教育委員会事務局
警察・消防関係	埼玉県上尾警察署
	埼玉県央広域消防本部桶川消防署
行政機関	桶川市の機関

(3) 代表者会議

構成 関係機関の長など代表者

役割 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況の評価、児童相談に関する施策の検討を行う。

(4) 実務者会議

構成 関係機関の係長や担当者等、実際に活動する実務者

役割 定例的な情報交換や、事例検討会議で課題となった点の更なる検討、要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握、協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告を行う。

(5) 事例検討会議（個別ケース検討会議）

構成 実務者会議のメンバーを中心とした、ケースを実際に支援する担当者

役割 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認、支援方針と役割分担の決定及びそのケースに係る支援の経過報告及びその評価を行う。

6. 対象世帯の状況

(1) 世帯構成（平成 29 年 10 月 1 日時点）

続柄	年 齢	状 況
父	24 歳	就労により日中は不在。
母	24 歳	主婦。実家との交流あり。
長男	4 歳	保育所等への所属なし。
二男	2 歳	〃
本児	1 歳	〃

(2) 相談と支援の経過

平成 26 年、父、母、長男が桶川市へ転入。

平成 27 年。二男出産後、母から“二男はかわいくない”等の発言が聴かれるようになり要対協による関わりを開始。健康増進課保健師を中心に長男、二男の状況確認と母への相談支援を行っていた。

平成 28 年 9 月、母は本児を出産。同月内に健康増進課保健師が本児の新生児訪問を実施。母、長男、二男、本児と面接したが身体に外傷等は見られず。本児の体重を測定 (2,700g)。本児について母は「泣いたらミルクをあげている」と話したが、体重増加が少ないため再訪問を提案したところ母は応じず。携帯電話番号も「友人の電話」との理由で回答を得られなかった。このため、母が出産した病院に連絡し 1 か月児健診の受診状況等を把握した。この時点で体重増加による異常は見られなかった。

その後、同月中に健康増進課保健師が 2 回訪問したが応答は得られず。平成 28 年 11 月にこども支援課が訪問し、玄関先で母、長男、二男と面接し状況を確認した。

平成 29 年 1 月、要対協実務者会議において、母から家庭児童相談員あてに二男の離乳食について電話相談があったことが報告され、これにより健康増進課とは別にこども支援課も個別訪問することを協議した。

平成 29 年 4 月、こども支援課が訪問したが応答なし。5 月に健康増進課保健師が訪問し母、二男と面接した。本児、長男は昼寝中との理由により面会できず。同年 6 月、7 月、こども支援課が訪問したが応答なし。以上の経過について、7 月の要対協実務者会議で報告し、今後も不在メモ等への反応がなければ児童相談所へ調査協力を依頼することとした。

平成 29 年 9 月 6 日。健康増進課保健師が訪問し、母、長男と玄関先で面接。長男の状況を確認。本児、二男との面会も要請したが、母から昼寝中との理由により面会できず。長男に目立った衣服の汚れや外傷等は確認されなかったため、10 月に再度連絡を取ることを約束して訪問を終了した。

平成 29 年 10 月 10 日。上尾警察署からこども支援課へ連絡。10 月 9 日に消防から転送で 110 番通報を受け、本児の死亡が確認された。死因は不明。また、これに伴う当該世帯の情報提供に協力してほしいとのこと。要保護児童対策地域協議会により把握していた情報を提供した。

平成 30 年 5 月 30 日、警察により両親は逮捕。6 月 5 日には「保護責任者遺棄致死罪」で起訴されることとなった。